

十九八七	六五四	三二一	向基年〇 向けづ財個財 平国債務省人向 成の平令第告示 利価單位額面金
初利發發期率行行利價日子格	振額最低額面金	用振等項及適の法條項及び根拠號名稱及び記	法發行の根拠號名稱及び記
た期平年額平す額の振 金と成〇面成るの記替 額し二・金二。整載法 を、十一額十數又の 支次六五百六倍は規 払の年パ円年の記定 う算七丨に一金錄に 。式月セつ月額はよ たに十ンき十に、る だよ五ト百五によ最振 しり日円日る低替 、算をも額口 支出支の面座 払し払と金簿	一百額の定以律社條九特五個 万三面振の下(平成十三年法律第十七 円万金替適「振替に關する法律第 円額機関を受法」)の振替に關する法 で七は受けと/orい 百日本銀のとし 十八億と千のと 千八。そ規	一百額の定以律社條九特五個 万三面振の下(平成十三年法律第十七 円万金替適「振替に關する法律第 円額機関を受法」)の振替に關する法 で七は受けと/orい 百日本銀のとし 十八億と千のと 千八。そ規	一百額の定以律社條九特五個 万三面振の下(平成十三年法律第十七 円万金替適「振替に關する法律第 円額機関を受法」)の振替に關する法 で七は受けと/orい 百日本銀のとし 十八億と千のと 千八。そ規
た期平年額平す額の振 金と成〇面成るの記替 額し二・金二。整載法 を、十一額十數又の 支次六五百六倍は規 払の年パ円年の記定 う算七丨に一金錄に 。式月セつ月額はよ たに十ンき十に、る だよ五ト百五によ最振 しり日円日る低替 、算をも額口 支出支の面座 払し払と金簿	一百額の定以律社條九特五個 万三面振の下(平成十三年法律第十七 円万金替適「振替に關する法律第 円額機関を受法」)の振替に關する法 で七は受けと/orい 百日本銀のとし 十八億と千のと 千八。そ規	一百額の定以律社條九特五個 万三面振の下(平成十三年法律第十七 円万金替適「振替に關する法律第 円額機関を受法」)の振替に關する法 で七は受けと/orい 百日本銀のとし 十八億と千のと 千八。そ規	一百額の定以律社條九特五個 万三面振の下(平成十三年法律第十七 円万金替適「振替に關する法律第 円額機関を受法」)の振替に關する法 で七は受けと/orい 百日本銀のとし 十八億と千のと 千八。そ規
た期平年額平す額の振 金と成〇面成るの記替 額し二・金二。整載法 を、十一額十數又の 支次六五百六倍は規 払の年パ円年の記定 う算七丨に一金錄に 。式月セつ月額はよ たに十ンき十に、る だよ五ト百五によ最振 しり日円日る低替 、算をも額口 支出支の面座 払し払と金簿	一百額の定以律社條九特五個 万三面振の下(平成十三年法律第十七 円万金替適「振替に關する法律第 円額機関を受法」)の振替に關する法 で七は受けと/orい 百日本銀のとし 十八億と千のと 千八。そ規	一百額の定以律社條九特五個 万三面振の下(平成十三年法律第十七 円万金替適「振替に關する法律第 円額機関を受法」)の振替に關する法 で七は受けと/orい 百日本銀のとし 十八億と千のと 千八。そ規	一百額の定以律社條九特五個 万三面振の下(平成十三年法律第十七 円万金替適「振替に關する法律第 円額機関を受法」)の振替に關する法 で七は受けと/orい 百日本銀のとし 十八億と千のと 千八。そ規

には一円とする。ただし、受個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.15}{100}$$

初期利子支払期の 6 カ月前の日
から発行日までの日数

×
365

（二） 平成二十七年七月十五日以後の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} \\ \times \frac{79.685}{100} \times 2$$

十七 中途換金の特例

（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者はその相続人が、又はその相続人（特別区を含み、市町村（特別区を含み、））が、死亡したとす

第十地 方自 治法（昭和二十二年法律六十七号）第二百五十二条の第一項の規定は当該市又は当該都市にあつてます。

